



家畜衛生 そうや

宗谷家畜保健衛生所

〒098-5738
枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘8丁目3番地
電話 01634-2-2106
FAX 01634-2-4340

《 もくじ 》

- 高病原性鳥インフルエンザ発生状況について…1
- 口蹄疫の発生状況について……………2
- 豚熱について……………3
- アフリカ豚熱について……………3
- 飼養衛生管理基準について……………4
- 令和5年次 監視伝染病発生状況……………4
- 死亡牛のBSE検査について……………5
- 令和5年度 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査計画……………6
- 令和5年度 ヨーネ病自主検査日程……………6
- 病性検定について……………7
- 抗菌性物質の残留事故防止のために……………8
- 着任のご挨拶……………8
- 転出者について……………8

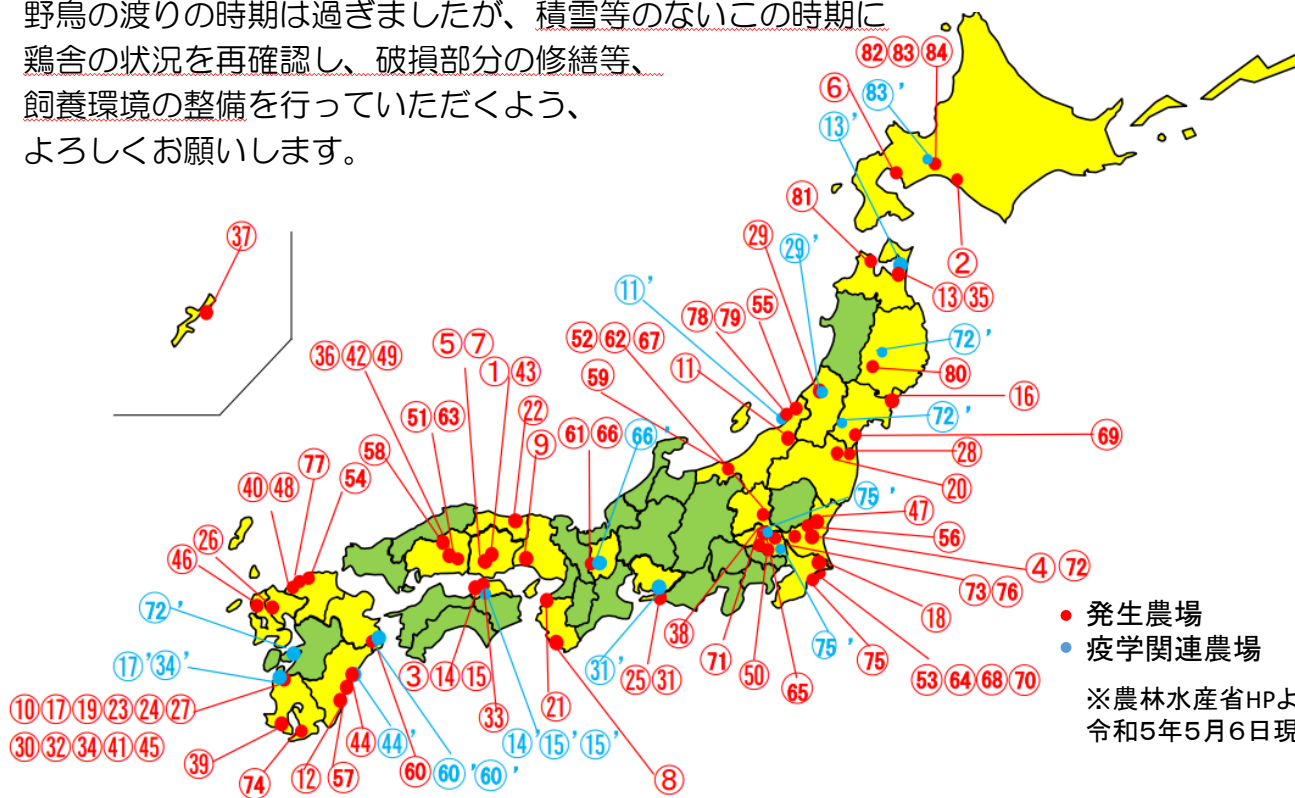


高病原性鳥インフルエンザ発生状況について

今シーズンは令和4年10月28日以降84例の発生が確認され（図参照）、過去最多の約1,771万羽が殺処分対象となりました。

道内では、厚真町（約17万羽）、伊達市（約15万羽）、千歳市（3例、合計約126万羽）で発生しました。

近年の発生状況から、**来シーズンも侵入リスクが高い状態が続くことが懸念されます。**
野鳥の渡りの時期は過ぎましたが、積雪等のないこの時期に
鶏舎の状況を再確認し、破損部分の修繕等、
飼養環境の整備を行っていただくよう、
よろしくをお願いします。



本病侵入防止のため、飼養衛生管理を徹底しましょう

- ★ 野鳥など野生動物の侵入防止（防鳥ネット設置、破損部分の修繕）
- ★ 車両の消毒、長靴、手指の消毒
- ★ 毎日の健康観察（異常を認めた場合は、速やかに家畜保健衛生所へ通報）

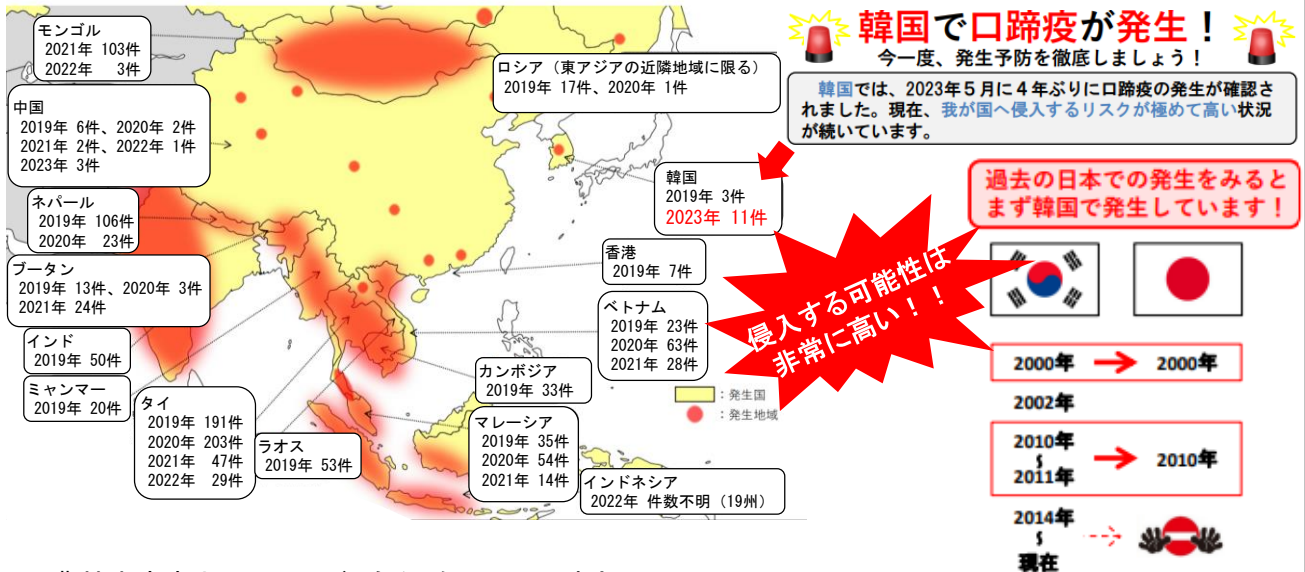


口蹄疫の発生状況について



アジア諸国では口蹄疫が継続的に発生しており、令和5年5月には**4年ぶりに韓国で**の発生が確認されました。日本では平成22年の発生以降、本病の発生は確認されていませんが、本病の国内への侵入リスクは依然として高い状況です。

アジアにおける口蹄疫の発生状況（2019年以降）



※農林水産省ホームページ(令和5年5月22日時点)

家畜飼養者の皆様には引き続き、関係者以外の立入制限や農場に出入りする人、車両等の消毒の徹底といった**飼養衛生管理基準の遵守**と、**特定症状の発見時の速やかな通報**をお願いいたします。

疑わしい症状は直ちに通報を!

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、**泡状のよだれ**を流したり、**口、鼻、ひづめ、乳房に水疱(水ぶくれ)**ができるのが特徴です。

～牛の症状～



鼻のびらん



水疱が破れている

～豚の症状～



毎日必ず健康観察し、これらの症状を見つけ次第、直ちに獣医師や最寄りの家畜保健衛生所に連絡しましょう。

牛では、1頭のみに着目せず、泡状のよだれを多く流している個体が多い、上記の症状が急速に拡がるなど、群としての異状の有無を確認することが重要です。



豚熱について

令和5年5月末現在、国内での豚熱の発生は、18都県86事例（防疫措置：161農場、5と畜場）にのぼり、本病の道内への侵入リスクは依然として高い状況が続いています。

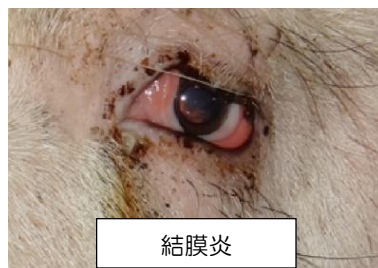
豚熱は、発熱、食欲不振、元気消失、うずくまり、便秘に続く下痢、呼吸障害などの症状を示しますが、**特徴的な症状が無く、気がつきにくい病気です。**



耳翼の紫斑



元気がない



結膜炎

また、本病のまん延防止のため、39都府県が豚熱ワクチンの接種推奨地域に指定され、飼養豚へのワクチン接種を実施しています。原則、豚熱ワクチン接種地域からの豚や精液等の導入は制限されていますので、導入する場合は、導入元農場のワクチン接種状況等について、よくご確認ください。

なお、豚熱ワクチン未接種地域は北海道と九州（沖縄県を除く）のみです。

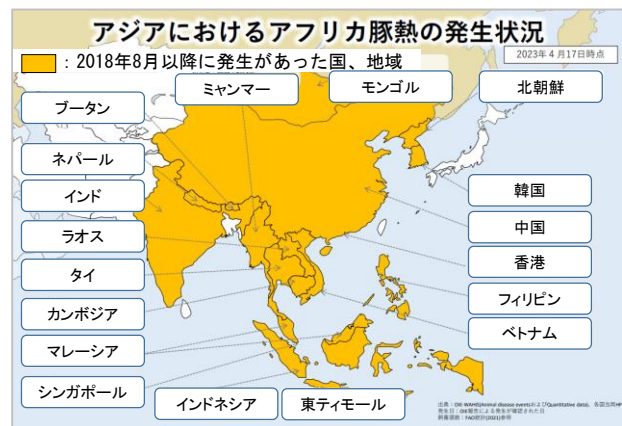


アフリカ豚熱について

アフリカ豚熱は有効なワクチンや治療法がないことから、発生した場合、畜産業界に甚大な被害を及ぼします。

日本は清浄国ですが、海外からの渡航客が持ち込んだ携帯品からアフリカ豚熱ウイルスが分離される事例が多数報告されており、**侵入リスクが高い状況です。**

アフリカ豚熱発生国から肉や肉製品を持ち込むことは、原則禁止されています。外国人技能実習生等を雇用している農場におかれましては、母国から**国際郵便などにより豚肉製品等の畜産物**を持ち込まないように御指導願います。



2018年10月～2023年2月
アジアからの旅客携帯品（豚肉等）の
アフリカ豚熱ウイルス遺伝子陽性事例

➡ 109事例



飼養衛生管理基準遵守で衛生管理区域への病原体の侵入防止徹底！！

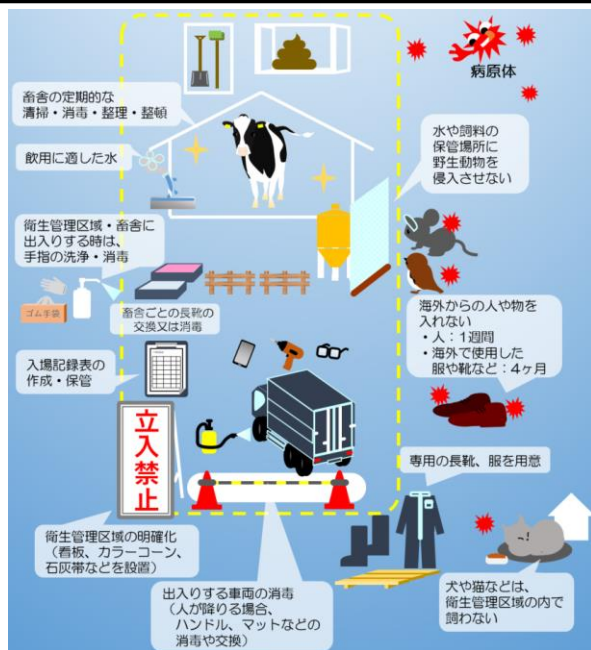


アジアの周辺国においては口蹄疫が継続的に発生しており、韓国では4年ぶりに発生が確認されました。COVID-19の規制が緩和され、海外との人や物等の交流、往来が活発となっています。

今後、本病の国内への侵入リスクが高まっていることを踏まえ、衛生管理区域内への侵入防止対策を徹底してください。



飼養衛生管理基準の詳細(ガイドブック等)については、農林水産省のホームページに掲載されています。



令和5年次 監視伝染病発生状況



	畜種	病名	北海道(注1)		宗谷管内(注2)		
			戸数	頭数	戸数	頭数	
家畜伝染病	牛	ヨーネ病	107	280	5	7	
	めん羊	ヨーネ病	1	5			
	山羊	ヨーネ病	1	11			
	鶏	高病原性鳥インフルエンザ	3	6			
	鶏	高病原性鳥インフルエンザ (疑似患畜)	4	約122万			
届出伝染病	牛	牛ウイルス性下痢	5	9			
		牛ウイルス性下痢(疑症)	1	1			
		牛伝染性リンパ腫		105	248	15	16
			と場発生		135		19
		牛伝染性リンパ腫(疑症)	1	2			
		破傷風	1	1			
		気腫疽	1	1			
		サルモネラ症	37	77			
		ネオスポラ症	1	1			
		アカバネ病	5	13			
	伝染性鼻気管炎	2	3				
	馬	馬鼻肺炎	7	7			
豚	豚丹毒	4	6				

(注1) 2023年1月～4月末現在、(注2) 2023年1月～5月末現在



死亡牛のBSE検査について

死亡牛の届出及びBSE検査の受検は、牛海綿状脳症対策特別措置法及び家畜伝染病予防法で義務づけられています。検査対象牛が、適切かつ迅速にBSE検査を受検するために、牛の飼養者及び獣医師の皆様には、以下の内容についてご留意願います。

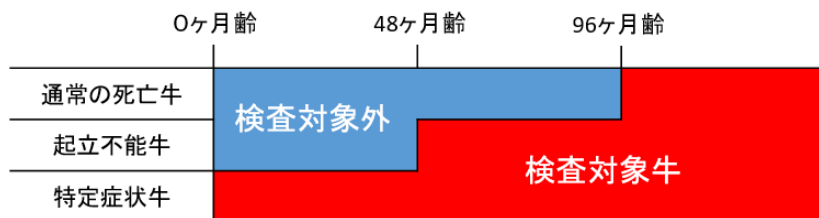
飼養者の皆様

- ◆ 飼養牛が死亡し獣医師の検案を受けた後は、回収業者へ連絡して速やかに死体を搬出してください。（回収が遅れると死体が腐敗し、BSE検査の採材が困難になります）

獣医師の皆様

- ◆ 死亡牛を検案したら速やかに家畜保健衛生所へ届出をお願いします。

- ◆ 死亡獣畜処理指示書には、**要**（BSE検査対象牛）、**否**を正確に記入してください。



死亡(処分)牛検案における確認フローチャート

<STEP 1～特定症状牛その1～> 下記疾病と診断された牛ですか？

ヒストフィラリア感染症 リステリア症 大脳皮質壊死症 脳炎 脳脊髄炎 髄膜炎 旋回病
閉鎖神経麻痺 大腿神経麻痺 坐骨神経麻痺 脳腫瘍 脊髄腫瘍 末梢神経系腫瘍 下垂体腫瘍

NO!

YES!

<STEP 3～起立不能牛～> 下記疾病と診断された牛ですか？

低Ca血症 Mg欠乏症 乳熱 ダウナー症候群
頸髄症 変形性脊椎症 脳軟化症 てんかん
顔面神経麻痺 三叉神経麻痺 肩甲骨上神経麻痺 橈骨神経麻痺
腓骨神経麻痺 脛骨神経麻痺 その他の末梢神経麻痺

NO!

YES!

<STEP 2～特定症状牛その2～> 特定症状(※)があった牛ですか？

NO!

YES!

<STEP 4～月齢確認～>
通常の死亡牛

<STEP 5～月齢確認～>
起立不能牛

以上 96ヶ月齢 未満

未満 48ヶ月齢 以上

検査対象 **要**

非検査対象 **否**

検査対象 **要**

検査対象 **要**

※特定症状

- ①治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化があること。
 - ・興奮しやすい
 - ・音、光、接触等に対する過敏な反応
 - ・群内序列の変化
 - ・搾乳時の持続的な蹴り
 - ・頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
 - ・扉、柵等の障害物におけるためらい
- ②感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状があること。



令和5年度 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査計画



令和5年度の家畜伝染病予防法第5条に基づく検査は、次のとおり計画しています。
 該当市町村の飼養者と関係機関の皆様には、安全で円滑な検査へのご協力をお願いします。

検査の種類	検査対象		当該市町村	予定時期
牛のヨーネ病	乳用牛	24か月齢以上の搾乳の用に供する雌牛	豊富町	5～12月
	肉用牛	24か月齢以上の繁殖の用に供する雌牛		
牛海綿状脳症 (BSE)	死亡牛	通常の死亡牛 (96か月齢以上) 起立不能牛 (48か月齢以上) 特定症状牛 (全月齢)	管内一円	通年
腐蛆病	蜜蜂	定飼及び転飼している全蜂群	管内一円	8月
ブルセラ症	輸入牛 種雄牛・種畜候補牛 (※) 流死産した母牛		管内一円	通年
結核	輸入牛 種雄牛・種畜候補牛 (※)		管内一円	通年

※過去に種畜衛生検査でブルセラ症及び結核の検査を受検した牛は除外となります。



令和5年度 ヨーネ病自主検査日程

令和5年度の検査日程は下記のとおり実施しますので、受付締切日までに当所へ検体の搬入をお願いします。

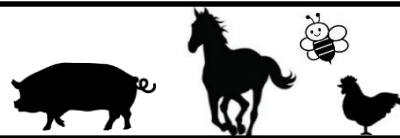
	受付締切日	検査日		受付締切日	検査日
令和5年 6月	6日 (火)	7日 (水)	令和5年 11月	7日 (火)	8日 (水)
	20日 (火)	21日 (水)		21日 (火)	22日 (水)
7月	4日 (火)	5日 (水)	12月	5日 (火)	6日 (水)
	18日 (火)	19日 (水)		14日 (木)	15日 (金)
8月	1日 (火)	2日 (水)	令和6年 1月	9日 (火)	10日 (水)
	15日 (火)	16日 (水)		23日 (火)	24日 (水)
	29日 (火)	30日 (水)	2月	6日 (火)	7日 (水)
9月	12日 (火)	13日 (水)		20日 (火)	21日 (水)
	26日 (火)	27日 (水)	3月	5日 (火)	6日 (水)
10月	10日 (火)	11日 (水)		19日 (火)	21日 (木)
		24日 (火)	25日 (水)		

【留意事項】

- ◆ 検査手数料：4,010円/頭
- ◆ 検査対象月齢：採材時点で**生後6か月齢以上**（採材時に必ず確認してください）
- ◆ 検体搬入（又は送付）の際は、牛の個体識別番号、採材年月日、採材獣医師名を明記した書類（検査依頼書など）を添付してください。
- ◆ やむなく指定した日以外で検査を希望する場合は、速やかに家保へ連絡願います。
- ◆ 市場等の予定を確認のうえ、ゆとりのある日程で検体搬入をお願いします。



病性検定について



1 検査依頼時にお願いしたいこと

○検査依頼前に当所あて連絡をお願いします（搬入時間、必要な検査材料等について確認させていただきます）。検査方法や材料等で不明・疑問点がありましたら、当所にご相談ください。

○検査材料送付又は搬入時、検査依頼票と家畜の個体情報又はカルテの写しを添付してください。

2 各検査の材料および留意点（☆：当所で主に行っている健康検査方法）

検査目的	搬入材料	検査方法・項目	留意点
疾病別	血清	☆抗体検査	検査対象月齢：6か月齢以上 （6か月齢未満：糞便による遺伝子検査） 抗体陽性となった場合：糞便による遺伝子検査
	糞便	遺伝子検査 直接鏡検	糞便はピンポン玉大以上の量を直検手袋で採材してください ※発症を疑う場合 ・搾乳牛の場合、採材時点から検査結果判明まで、当該牛の生乳の出荷を自粛するよう飼養者へ指導し、迅速な診断のため、材料は速やかに当所へ搬入してください
	糞便	☆細菌培養	健康検査はスワブ1本で検査可能です（右写真参照） 発症疑いの場合、糞便はピンポン玉大以上の量を直検手袋で採材してください
	血清	☆抗体検査	検査対象月齢：6か月齢以上 （6か月齢未満：血液による遺伝子検査）
ヨーネ病	糞便	遺伝子検査 直接鏡検	糞便はピンポン玉大以上の量を直検手袋で採材してください ※発症を疑う場合 ・搾乳牛の場合、採材時点から検査結果判明まで、当該牛の生乳の出荷を自粛するよう飼養者へ指導し、迅速な診断のため、材料は速やかに当所へ搬入してください
サルモネラ	糞便	☆細菌培養	健康検査はスワブ1本で検査可能です（右写真参照） 発症疑いの場合、糞便はピンポン玉大以上の量を直検手袋で採材してください
牛伝染性リンパ腫（BLV）	血清 血液 血液塗抹標本	☆抗体検査 遺伝子検査 白血球数 白血球百分比	血液は時間経過による劣化で白血球像の観察が困難となります。採材当日に搬入できない場合は、採材当日にメタノール固定まで実施した血液塗抹標本を作成し、を血液と併せて送付してください（標本に個体識別番号を記入して下さい）
牛ウイルス性下痢（BVD）	血液 血清	☆遺伝子検査	6ヶ月齢未満の場合は、血液（全血） 6ヶ月齢以上の場合は、血清が必要です
原因検索	鼻汁 スワブ	細菌学的検査 ウイルス学的検査	スワブは1頭につき3本以上（ウイルス、細菌、マイコプラズマ）採材し、綿球部分は乾燥しないように滅菌水または滅菌生食に浸漬してください（右写真参照）
	血清	抗体検査	後血清は約3週間後に採材してください
	下痢	細菌学的検査 ウイルス学的検査 寄生虫学的検査	糞便はピンポン玉大以上の量の採材してください
	胎子 胎盤 血清	細菌学的検査 ウイルス学的検査 寄生虫学的検査 病理組織学的検査	集団発生の場合は複数頭を採材してください



※検査材料の量不足や劣化等により、追加採材や検査不適となる場合もあります。

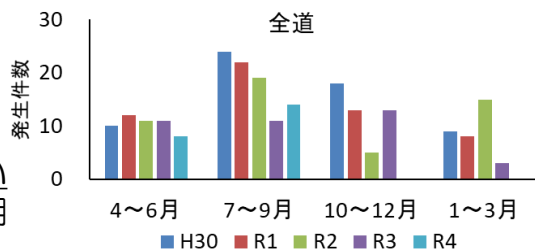


抗菌性物質の残留事故防止のために

令和4年度の管内抗菌性物質残留事故：1件のみ

生産者及び関係機関の皆様、事故発生防止に努めていただきありがとうございます！

残留事故の発生は、全道的に例年7～9月に多い傾向です（右図）。これから草刈などで多忙な時期を迎えますので、改めて気を引き締め、安心・安全な畜産物の生産・流通のため、残留防止対策の徹底をお願いします。



生乳への抗菌性物質残留事故発生状況 (平成30年度～令和4年度※)

※令和4年度は9月までの情報

残留防止対策の留意事項

- ★ **マーキング**は、良く見える場所にはっきりと**2カ所以上**
- ★ 投薬した場合は**記録**を残し、**作業者全員で情報を共有**
- ★ 搾乳前に**投薬記録**と**マーキング**を必ず確認
- ★ 自己判断による残余薬の投与は絶対に行わない
- ★ 必要に応じ、検査キット等を用いた生乳出荷前の自主検査の実施

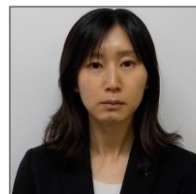


着任のご挨拶



専門員 岡 希

本年度より新規採用となりました。出身は札幌市で、大学卒業後6年間、宮城県で働いていました。前職では主に豚を担当していたため、宗谷では目いっぱい牛について勉強したいと思います！
これからどうぞよろしくお願ひいたします。



転出した職員

お世話になりました！

予防課 大塚 円花（退職）



宗谷家畜保健衛生所

〒098-5738 枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘8丁目3番地1

所長 疋田 瑞栄

次長 梅澤 直孝

予防課

予防課長	松田 きく
主査（危機管理）	竹花 妙恵
専門員	津坂 健晃
専門員	三浦 祥
専門員	岡 希

指導課

指導課長 村松 美笑子

【電話】 01634-2-2106（平日） / 0162-33-2516（夜間・休日 宗谷総合振興局直通）

【FAX】 01634-2-4340

【E-mail】 soya-kaho.11@pref.hokkaido.lg.jp

【HP】 <http://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe>